

大阪府市公立大学法人大阪評価委員会について

1. 事務の概要

大阪府及び大阪市は、地方独立行政法人法第 11 条の規定に基づき、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、大阪府市公立大学法人大阪評価委員会（以下、評価委員会）を共同設置している。評価委員会の所掌事務は以下のとおり。

	事務概要	条文	議決
1	定款変更（特定地独法人⇒一般地独法人への変更）の意見	8 条 4 項	要
2	中期目標の策定・変更の意見	25 条 3 項	要
3	不要財産納付等の認可の意見	42 条の 2 ・ 5 項	要
4	重要財産譲渡等の認可の意見	44 条 2 項	要
5	役員報酬等の支給基準の意見申出	49 条 2 項	
6	設立団体数の減少による財産処分の意見	67 条 2 項	要
7	<u>大学の中期計画策定・変更の認可の意見</u>	78 条 4 項	
8	<u>大学の実績の評価</u>	78 条の 2 ・ 1 項	
9	大学の業務運営改善等の勧告	78 条の 2 ・ 4 項	
10	大学の中期目標期間の終了時検討の意見	79 条の 2 ・ 2 項	
11	法人の吸収合併の意見	108 条 2 項	要
12	法人の新設合併の意見	112 条 2 項	要

※ 下線部は、今年度予定の事務

2. 概要図

